

国の法整備に関する取組状況

1 森林法の改正（H24.4.1 施行）

- 森林所有者の事後届出を義務化
- 関係市町村長等森林所有者情報を求めることができる旨を規定

○森林法（抜粋）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第10条の7の2 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林又は第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

2 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案

- 平成 22 年 11 月、議員提案による法案が衆議院に提出され、現在、国土交通委員会において審査中
- 地下水の利用規制が必要な地域指定
- 地下水取水に対する禁止、制限等
- 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案要綱（3～6ページ参照）

3 水循環基本法案（仮称）

- 超党派の議員連盟において法案を取りまとめ、今通常国会提出予定
- 地下水を「国民共有の貴重な財産」と位置付けた理念法
- 水循環基本法案（仮称）骨子（7～10ページ参照）

地下水の利用の規制に関する緊急措置法案 要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急の措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制を行うこと等について定め、もって国民生活の安定及び公共の利益の増進に寄与することを目的とすること。(第1条関係)

二 基本理念

地下水は、広い地域を基盤とし、長い期間をかけて涵養されるものであり、かつ、その水流が広域にわたり、流域全体において多面にわたる機能を発揮する国民共通の貴重な財産であることにかんがみ、公共の利益に最大限に沿うように利用されなければならないこと。(第2条関係)

第二 地下水の利用の規制

一 地下水利用規制地域の指定等

1 国土交通大臣は、地下水の水源の保全又は湧水若しくはこれに準ずる事態における地下水の公共的利用のために井戸を利用して地下水を採取している者(以下「採取者」という。)による地下水の利用を規制する必要性が生じており、又は生ずる蓋然性があると認められる地域を地下水利用規制地域として指定することができること。(第3条第1項関係)

2 国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かななければならないこと。(第3条第2項関係)

3 国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定したときは、当該地下水利用規制地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 二1の届出書の提出を要する井戸の要件

(2) 四4により国土交通大臣が裁定する場合に用いる補償の額の算定の基準

(第4条第1項関係)

4 3(2)の基準は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であることを踏まえ、揚水設備(動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。以下同じ。)の使用に係る費用その他地下水の採取及び保存に係る実費を補償することを旨として定めるものとする。ただし、採

取者が地下水の利用に関し地方公共団体に負担金を拠出している場合その他公共性の観点から特に配慮すべき事情がある場合には、別段の定めをすることを妨げないこと。
(第4条第2項関係)

- 5 国土交通大臣は、地下水利用規制地域を指定したときは、当該地下水利用規制地域について、三又は四1の処分(以下5において単に「処分」という。)をするかどうか、採取者のうちどの範囲の者を処分の対象とするか及びどのような処分とするかについて判断するために必要な基準を定めるものとする。

(第4条第3項関係)

- 6 5の基準(採取者のうちどの範囲の者を処分の対象とするかに係る部分に限る。)を定めるに当たっては、上水道の水源としての利用その他の地域住民の日常生活の用に供するための地下水の利用を優先的に保障するとともに、採取者が地下水の利用に関し地方公共団体に負担金を拠出している場合にはそれに配慮する等、その利用の公共性を考慮するものとする。

(第4条第4項関係)

- 7 国土交通大臣は、3に掲げる事項又は5の基準を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に協議するとともに、地下水利用規制地域内の採取者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(第4条第5項関係)

二 届出

- 1 地下水利用規制地域内において一3(1)により定められた要件に該当する井戸(以下「対象井戸」という。)を利用して地下水の採取を開始した者又はその利用する井戸が対象井戸となった者は、地下水の採取を開始した日又はその利用する井戸が対象井戸となった日から起算して1月以内に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、採取者の氏名又は名称及び住所、対象井戸の設置の場所、揚水設備の構造等の必要事項を記載した届出書並びに添付書類を提出しなければならないこと。

(第5条第1項関係)

- 2 地下水利用規制地域の指定の際現にその地域内において対象井戸を利用して地下水を採取している場合、1の届出書の記載事項に変更があった場合、対象井戸が廃止された場合等における届出書及び添付書類の提出についての規定を設けること。

(第5条第2項及び第3項関係)

三 地下水の採取の禁止等

国土交通大臣は、地下水利用規制地域における地下水の水源の保全を図るため特に必要があると認めるときは、対象井戸を利用して地下水を採取している者(以下「対象採取者」という。)に対し、対象井戸による地下水の採取を禁止し、又は制限することができること。

(第6条関係)

四 緊急時における地下水の供給

- 1 国土交通大臣は、渇水又はこれに準ずる事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、対象採取者に対し、相当の期限を定め、かつ、期間、水量及び方法

を定めて、対象井戸により採取した地下水を保管し、又は水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者等に供給すべきことを命ずることができること。

(第7条第1項関係)

2 国土交通大臣は、1の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても1により定められた期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができること。

(第7条第2項関係)

3 1又は2により地下水の供給を受けた者は、対象採取者に対し、必要な補償をしなければならないこと。この場合において、補償の額は、当事者間の協議によって定めること。

(第7条第3項関係)

4 3の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、補償の額は、国土交通大臣が一3(2)により定めた基準に従って裁定すること。

(第7条第4項関係)

第三 雑則

一 地域における水の供給の確保

国及び関係地方公共団体は、地下水利用規制地域が指定された場合において、その地域における水の供給の確保のため必要があると認めるときは、地下水以外の水源の開発、地下水の合理的な利用及び涵養のための措置その他の措置を講ずるものとする

(第8条関係)

二 土地の立入り、報告の徴収及び立入検査

測量等のための土地の立入り、報告の徴収及び対象井戸の設置の場所等への立入検査に関する規定を設けること。

(第9条から第12条まで関係)

三 条例との関係

この法律の規定は、地方公共団体が、地下水の利用に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないこと。

(第14条関係)

第四 罰則

一 第二の三又は四1の処分に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること。

(第15条関係)

二 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処すること。

1 第二の二の届出書若しくは添付書類を提出せず、又は届出書若しくは添付書類に

虚偽の記載をして提出した者

2 第三の二の測量等のための立入りを拒み、又は妨げた者

3 第三の二の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

4 第三の二の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(第16条関係)

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第1条関係)

二 検討

国は、地下水が、その存する土地の所有権に基づき自由に利用されるべきものではなく、国民共通の貴重な財産であって、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制の在り方について、速やかに、総合的な検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附則第2条関係)

三 その他

国土交通省設置法について所要の規定を整備すること。

(附則第3条関係)

水循環基本法案（仮称）骨子素案

前文

第一 目的

この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、水循環に関する施策の基本となる事項を定めること等により、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第二 定義

1 水循環

この法律において「水循環」とは、「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること」をいうものとする。

2 健全な水循環

この法律において、「健全な水循環」とは、「人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」をいうものとする。

第三 基本理念

1 水循環の重要性

水は、水循環の一連の過程の中で、地球上の生命を育み、我々の生活や産業に大きな役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については適正な利用が行われなければならない。

3 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において相互に影響するものであることから、流域にかかる水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持及び確保は人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。

第四 責務

- 1 国は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。
- 4 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第五 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(措置の内容については要検討)

第六 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、事業者、民間団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第七 施策の基本方針

水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

第八 年次報告

政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第九 水循環基本計画

- 1 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならないものとする。
- 2 水循環基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 水循環に関する施策についての基本的な方針
 - 二 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 一、二に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 水循環基本計画の策定のための手続（閣議決定、計画の公表等）に関する所要の規定を置く。
- 4 水循環基本計画の見直しは、おおむね5年ごとに行うものとする。

第十 基本的施策

1 貯留かん養機能の維持及び向上

国及び地方公共団体は、流域における水の貯留かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源かん養能力を有する森林、河川、農地及び都市施設等の整備等その他必要な施策を講ずるものとする。

2 水の適正な利用の推進と規制措置

国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、高い公共性を有することに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正に利用するための取組を促進するとともに、水循環に対し影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

3 流域連携の推進

国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、連携及び協力の推進に努めるものとする。

4 水循環に関する教育及び学習の振興等

国は、水循環が健全であることの重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、学校教育及び社会教育における水循環に関する教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間団体等が自発的に行う、健全な水循環の維持及び確保に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

6 水循環施策の策定に必要な調査の実施

国は、水循環に関する施策を適切に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 科学技術の振興

国は、健全な水循環の維持に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

国は、健全な水循環の維持が、地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持に関する国際的な連携の確保及び水の適正な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第十一 水循環政策本部

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に、水循環政策本部を置く。

第十二 施行期日

この法律は、〇〇から施行する。